

一般社団法人奈良県薬剤師会
国民保護法に関する業務計画

【第 2 版】

令和 3 年 4 月 30 日

一般社団法人 奈良県薬剤師会

第1章 総則

第1節 業務計画の目的

1. 一般社団法人奈良県薬剤師会（以下「本会」という）の国民保護に関する業務計画（以下「業務計画」という）は、国民保護法第36条第2項及び182条第2項の規程に基づき、武力攻撃事態及び緊急対処事態において、本会の会務に関し、奈良県の区域において、実施する国民保護のための措置及び緊急対処保護措置について定める。

第2節 基本方針

1. 本会は、本計画の実施に当たり、国、奈良県（以下「県」という）、関係市町村、指定地方公共機関及びその他関係機関と相互に連携しながら、必要な措置等を講ずるものとし、次の事項に留意する。
 - 1) 県民及び本会会員等への情報提供
県民等に対し、インターネット等の広報手段を活用し、国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する情報を提供するように努める。
 - 2) 関係機関との連携の確保
国、県、関係市町村、指定地方公共機関及び他関係機関との連携の整備に努める。
 - 3) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等への配慮
 - 4) 国民保護措置の実施に関する自主的判断
県及び関係市町村等から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して、自主的に判断する。
 - 5) 国民保護措置等に従事する本会会員等の安全の確保
国民保護措置の実施にあたっては、県及び関係市町村の協力を得つつ、本会の実施する国民保護措置等に従事する会員並びに関係者の安全の確保に配慮する。
2. 計画の修正
本計画は、今後の状況の変化に伴い、適時計画の内容に検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

1. 情報連絡体制の整備

1) 情報収集及び連絡体制の整備

- ① 会員及び職員並びに本会が管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。
- ② 夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努める。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合においても連絡が確実にできるよう、連絡ルートの多重化、代行する職員の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努める。

2)通信体制の整備

- ① 武力攻撃事態等において、迅速かつ的確な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備する。
- ② 通信体制の整備にあたっては、武力攻撃被害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合においても的確に通信が行えるよう配慮する。
- ③ 国民保護措置の実施に必要な通信設備については、定期的に点検を実施する。

2. 緊急参集体制及び活動体制の整備

- 1) 武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための本会における必要な体制を確立するため、役員及び関係職員等の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め周知する。

なお、必要な事項を定めるに当たっては、交通の途絶、役員及び職員等又はその家族の被災等により参集が困難な場合を考慮しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保など職員の含む基準に関し必要な事項も併せて定める。

- 2) 緊急参集をする役員及び関係職員等については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶える事を考慮し、複数の参集経路、移動方式等を事前に確認しておく。
- 3) 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、職員の交代要員の確保等に関する体制を整備する。

3. 赤十字標章等の適切な管理

知事が平時より赤十字標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ知事から赤十字標章の使用の許可を受けておく必要がある場合には、知事に対し、使用の許可の申請を行い、適切に管理を行う。

第2節 関係機関との連携

平素から県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努める。

第3節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備

知事から警報、非難の指示等の通知を受けた場合において、警報の伝達先、連絡先、連絡手順など必要な事項を定める。

第4節 管理する施設等に関する備え

本会の施設・設備が、武力攻撃災害により被害を受けた場合に応急の復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努める。

第5節 医療提供に関する備え

県及び市町村が、避難住民への医療提供を実施するための体制整備を行うに当たっては、医療に関する情報提供、県、市町村等との協定の締結など必要な協力を行うよう努める。

第6節 備蓄

1. 武力攻撃事態等における備蓄は、防災に必要な物資及び資材の備蓄と相互に兼ねるものとする。なお、備蓄物資については、品目、備蓄量、備蓄場所、供

給要請先等の確実な把握に努める。

2. 武力攻撃事態等が長期にわたる場合でも、国民保護措置の実施に必要な物資等を調達することができるよう、当該物資等の供給に関する協定をあらかじめ地方公共団体や他の事業者等と締結するなど、必要な体制の整備に努める。

第7節 訓練の実施

1. 国民保護措置を的確に行えるよう、平素から、本会での訓練の実施に努めるとともに、地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努める。
2. 国民保護措置についての訓練を実施する場合、防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮する。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 県の国民保護対策本部の設置に伴う対応

1. 県に国民保護対策本部（以下「県対策本部」という）が設置された場合には、県対策本部を中心とした国民保護措置の推進に協力する。
2. 県対策本部の設置について連絡を受けたときは、第2章第3節に準じて、迅速にその旨を周知する。

第2節 活動体制の確立

1. 一般社団法人奈良県薬剤師会国民保護対策本部の設置
 - 1) 県対策本部が設置された場合は、本会に一般社団法人奈良県薬剤師会国民保護対策本部（以下「対策本部」という）を設置する。
 - 2) 対策本部は、本会の国民保護措置に関する調整、情報収集・集約、連絡及び共有、広報その他必要な総括業務を実施する。
 - 3) 対策本部を設置したときは、県対策本部及び公益社団法人日本薬剤師会に連絡をする。
 - 4) 業務計画に定めるもののほか、対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定める。
2. 緊急参集の実施
国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、役員及び関係職員等の緊急参集をおこなう。
3. 情報連絡体制の確保
 - 1) 通信体制の確保
 - ① 県対策本部の設置についての連絡があった場合、直ちに必要な通信手段の機能確認を行うとともに、情報伝達のために必要な通信手段を確保する。
 - ② 国民保護措置の実施に必要な通信手段に支障が生じた場合は、直ちに県対策本部に支障の状況を連絡する。
 - ③ 通信手段が被害を受けた場合や停電の場合においては、他の連絡手段により対応を行うとともに、速やかに応急の復旧を行う。
 - 2) 情報収集及び報告

- ① 対策本部は、本会が管理する施設の被災状況、国民保護措置の実施状況等、武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、これらの情報を集約し、必要に応じ、県対策本部に報告する。
- ② 対策本部は、県対策本部より武力攻撃事態等の状況や国民保護措置を実施するにあたり必要となる安全に関する情報などについて収集をおこなうとともに、本会内部で当該情報の共有を図る。

第3節 安全の確保

1. 国民保護措置を実施するにあたっては、その内容に応じ、県又は市町村等から武力攻撃や武力攻撃災害の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受ける他、緊急時の連絡の体制及び応援体制の確立等についての支援を受けるものとし、これらを活用し、国民保護措置を実施する本会会員等の安全の確保に十分に配慮する。
2. 国民保護措置を実施するにあたって、国民保護法第157条第1項に基づく赤十字標章等を使用する場合には、県知事の許可に基づき適切に使用するものとする。

第4節 関係機関との連携

県対策本部、市町村対策本部、指定地方公共機関など関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努める。

第5節 住民への情報提供

本会が実施する国民保護措置の実施状況、実施予定等情報をホームページ等の媒体を活用して県民及び会員等に適時かつ適切に提供するよう努める。

第6節 警報の伝達

知事より警報の通知を受けた場合には、第2章第3節に定めるところより、本会会員等に迅速かつ確実に伝達をするとともに、県民等への伝達に努める。

第7節 医療の提供

1. 知事から、避難措置の指示を受けた場合もしくは知事又は市町村長が救援に関する措置を実施する場合、本会内部に迅速かつ的確に伝達するとともに、医療の実施要請が行われることに備え、薬剤師の派遣体制等、医療の提供に必要な体制を整える。
2. 知事から、医療の実施要請があった場合には、正当な理由のない限り、的確かつ迅速に対応するよう努める。
3. 医療の実施要請又は医療救護班の編成要請等があった場合、県及び当該市町村から提供される安全に関する情報に基づき、当該医療に従事する薬剤師等に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。
4. 医療の提供に支障が生じた場合には、県及び市町村等の関係機関に対し、当該支障について連絡するとともに、協力・連携して医療の確保に努める。

第8節 安否情報の収集への協力

1. 知事及び市町村が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で照会に応じて情報提供を行うなど、知事等が行う安否情報の収集に協力するよう努める。

2. 知事等が行う安否情報の収集に協力する場合は、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報提供を行うよう努める。

第4章 復旧等

第1節 応急の復旧

1. 武力攻撃災害が発生した場合、管理する施設及び設備並びにその業務として行う国民保護措置に関する施設等について、安全の確保に配慮した上で、速やかに施設等の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努める。
2. 応急の復旧にあたっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うよう努める。
3. 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることが出来ない場合には、必要に応じて、県又は市町村等に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。
4. 対策本部は、必要に応じて、被災情報及び応急の復旧の実施状況を、県に報告する。

第5章 緊急対処事態への対処

1. 一般社団法人奈良県薬剤師会緊急対処事態対策本部の設置
県緊急対処事態対策本部が設置され、本会会長が必要であると判断した場合は一般社団法人奈良県薬剤師会緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という）を設置する。
2. 緊急対処事態対策本部を設置したときは、県緊急対処事態対策本部に連絡をする。
3. 緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、第2章から第4章に定める武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

改訂履歴

平成19年4月1日 策定
令和3年4月30日 一般公開にあわせ一部改訂